



島根県報

平成27年10月30日（金）

第2,747号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審 査 指 導 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (地 域 福 祉 課) 4

農用地利用配分計画の認可 (農 業 経 営 課) 4

平成27年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 (畜 産 課) 4

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (森 林 整 備 課) 5

特別保護地区の指定 (") 5

特定猟具使用禁止区域の指定 (") 6

鳥獣保護区の指定の一部改正（3件） (") 7

指定漁船調書の縦覧（2件） (水 産 課) 7

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 8

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正 (") 9

島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正 (") 9

島根県環境資金融資要綱の一部改正 (") 9

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 9

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正 (会 計 課) 10

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催 (森 林 整 備 課) 11

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 11

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施 (消 防 総 務 課) 12

【正 誤】

平成10年10月6日付け島根県報第998号中 (道 路 維 持 課) 13

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

- (1) 納入通知書等の納付場所から島根県信用農業協同組合連合会を削ることとした。（様式第8号・様式第11号関係）
- (2) その他様式の整理

2 施行期日

平成27年11月2日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第8号その1の裏面及び様式第11号の裏面を次のように改める。

(裏面)

納付場所

山陰合同銀行	みずほ銀行
島根銀行	楽天銀行
しまね信用金庫	鳥取銀行
日本海信用金庫	広島銀行
島根中央信用金庫	山口銀行
島根益田信用組合	米子信用金庫
島根県農業協同組合	西中国信用金庫
JFしまね漁業協同組合	商工組合中央金庫
ゆうちょ銀行(郵便局)	中国労働金庫

- 備考1 上記金融機関の国内店舗で納付することができます。
- 2 Pay-easy (ペイジー)が利用できない金融機関もあります。
Pay-easy の利用に関しては各金融機関に確認してください。
- 3 この納入通知書等の発行日当日は、Pay-easy が利用できない場合があります。
- 4 金額が空欄のものは、Pay-easy 画面で金額を入力してください。
この場合は金融機関の窓口では納付できません。
- 5 納付番号が空欄又は「*」のものは、Pay-easy が利用できません。
この場合は金融機関の窓口で納付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告

示

島根県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所在地
			変更前	変更後		
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	松江市古志原一丁目14番1号	認知症対応型共同生活介護	グループホームまごころの家・さいか	グループホームまごころの家・こしばら	松江市古志原五丁目13番69号	平成27年6月1日

島根県告示第714号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住 所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
有限会社 スプラウト島根		江津市桜江町市山429	江津市桜江町川越614-2外7筆
農事組合法人 川平みどり		江津市川平町南川上663-1	江津市川平町南川上661-2外26筆
藤井 拓次郎		江津市後地町712-1	江津市都治町1824外2筆

2 認可年月日

平成27年10月30日

島根県告示第715号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成27年度地方の臨時種畜検査に合格した

種畜は、次のとおりである。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11367248708	百合五月（黒原5927）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第716号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 7,837ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで
大和西キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 2,587ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第717号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月山特別保護地区	1 区域 安来市の一部 2 面積 16ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
----------	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第718号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

下佐世 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 雲南市の一部 2 面積 124ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
乙木池 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 出雲市の一部 2 面積 48ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
三隅 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 1,481ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
阿須那 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡邑南町の一部 2 面積 60ヘクタール 3 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
口羽 特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡邑南町の一部

	2 面積 105ヘクタール
	4 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
	4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第719号

鳥獣保護区の指定（昭和40年島根県告示第716号）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表月山鳥獣保護区の項から馬木鳥獣保護区の項までの規定中「平成17年11月1日」を「平成27年11月1日」に、「平成27年10月31日」を「平成37年10月31日」に改める。

島根県告示第720号

鳥獣保護区の指定（平成7年島根県告示第857号）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表中「平成17年11月1日」を「平成27年11月1日」に、「平成27年10月31日」を「平成37年10月31日」に改める。

島根県告示第721号

鳥獣保護区の指定（平成17年島根県告示第1,133号）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
表中「平成17年11月1日」を「平成27年11月1日」に、「平成27年10月31日」を「平成37年10月31日」に改める。

島根県告示第722号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市秋鹿町1708 田中 学
" 秋鹿町4802-5 仙田安春
" 魚瀬町763-23 村松和安

(2) 加入区

松江市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第723号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市古志原七丁目24-3 矢野順一
" 東津田町822 矢野太一
" 朝酌町706-1 吉岡恭一

(2) 加入区

宍道湖東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第724号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「信用協同組合（以下「信用組合」という。）

別表一般融資の部一般設備資金の項中 島根県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）を

農業協同組合（以下「農協」という。）」

「信用協同組合（以下「信用組合」という。）」に改め、同部一般運転資金の項から同表緊急融資の部経済変動等資金の農業協同組合（以下「農協」という。）」

「信用組合」を「信用組合」に改める。
項までの規定中 信連 を 農協 に改める。
農協 」

附 則

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

島根県告示第725号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第3号中「、信用農業協同組合連合会」を削る。

附 則

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

島根県告示第726号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「、信用農業協同組合連合会」を削る。

附 則

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

島根県告示第727号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第1号中「、島根県信用農業協同組合連合会」を削る。

附 則

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

島根県告示第728号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月30日

1 区域の名称 半崎（追加）

2 土地の表示

昭和54年島根県告示第292号（以下「告示」という。）で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線、標柱18号から22号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱2号から告示で指定した標柱8号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱8号と標柱22号を結んだ線により囲まれた区域、告示で指定した標柱15号と標柱23号を結んだ線、標柱23号と標柱24号を結んだ線、告示で指定した標柱16号と標柱24号を結んだ線及び告示で指定した標柱15号と告示で指定した標柱16号を結んだ線により囲まれた区域並びに告示で指定した標柱16号と標柱25号を結んだ線、標柱25号と26号を結んだ線、告示で指定した標柱17号と標柱26号を結んだ線及び告示で指定した標柱16号と告示で指定した標柱17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町東町風早9番1	18号
〃 4番3	19号
隠岐郡隠岐の島町東町へぎ3番4	20号
〃 11番	21号
〃 1番4	22号
隠岐郡隠岐の島町東町風早6番2	23号及び24号
〃 9番3	25号
〃 16番1	26号

島根県告示第729号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成27年11月2日から施行する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項中「島根県信用農業協同組合連合会」を「島根県農業協同組合」に、「本所」を「島根県内に所在する本店、支店及び出張所」に改める。

第3号の表中

しまね信用金庫	島根県内に所在する本店又は本所、支店又は支所及び出張所
日本海信用金庫	
島根中央信用金庫	
島根益田信用組合	
島根県農業協同組合	
JFしまね漁業協同組合	

を

「

しまね信用金庫	島根県内に所在する本店又は本所及び支店又は支所に改める。
日本海信用金庫	
島根中央信用金庫	
島根益田信用組合	
JFしまね漁業協同組合	

」

」

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成27年11月26日	午前10時～午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締切りは、平成27年11月13日とする。

5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の「講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（平成22年4月発行）」を使用する。
- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（2,000円）するので購入の上、受講すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県浜田河川総合開発事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成27年11月9日から同年12月18日まで

3 作業地域

浜田市、益田市

雑**報**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成27年度第4回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成27年10月30日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北村吉男

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試験場所
第4回	平成28年2月7日（日）	松江市、出雲市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 試験の開始時間

13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成27年12月8日（火）から同月22日（火）まで（郵送の場合は、12月22日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成27年12月5日（土）午前9時から同月19日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

正 _____ **誤**

平成10年10月6日付け島根県報第998号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

3 ペ
|
ジ

の 七 島
表 百 根
中 七 県
 七 告
 十 示
 五 第
 号

八
・
〇
〇
〽
一
三
・
〇
〇

誤

八
・
〇
〇
〽
三
九
・
〇
〇

正